

京都市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

京都市長 門 川 大 作

別表行財政局の款総務部の項総務課の目の次に次の 1 目を加える。

輸 送 課	市長の送迎 自動車の運 転業務に従 事する職員	交替に 午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで 午前 1 0 時 4 5 分から午後 7 時 3 0 分まで	一般職員に 同じ	4 週間を通 じて 8 日、祝 日法による 休日並びに 1 月 2 日、同 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
	副市長又は 教育長の送 迎自動車の 運転業務に 従事する職 員			一般職員に 同じ

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 2 7 日から施行する。

(行財政局人事部給与課)